三　法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式の無人航空機（航空の用に供した無人航空機を除く。）	一　法第百三十二条の十九第一項の規定による表示を写した写真 二　前号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	機体認証申請時

3　無人航空機飛行規程は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　無人航空機の概要

二　無人航空機の限界事項

三　非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置

四　通常の場合における各種機能の操作方法

五　無人航空機の性能

六　その他必要な事項

4　無人航空機整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　無人航空機の構造並びに装備品、部品及び落下傘等（以下この節において「装備品等」という。）並びに系統に関する説明

二　無人航空機の整備の方法、無人航空機に発生した不具合の是正の方法その他の無人航空機の整備に関する事項

三　その他必要な事項

第二百三十六条の十三　法第百三十二条の十三第三項の指定は、同条第二項の認証の区分及び無人航空機の種類を明らかにしてするものとする。　（新設）

2　法第百三十二条の十三第三項に規定する無人航空機の使用の条件は、前条第三項第二号の無人航空機の限界事項とする。

第二百三十六条の十四　法第百三十二条の十三第三項の指定は、前条に規定する事項を記載した書類（以下「使用条件等指定書」という。）を申請者に交付することによつて行う。　（新設）

2　前項に規定する使用条件等指定書の様式は、第二十九号の五様式のとおりとする。

第二百三十六条の十五　法第百三十二条の十三第四項の安全基準は、次のとおりとする。　（新設）

一　無人航空機の性能及び飛行性は、飛行試験その他の試験又はこれらの試験に基づく計算によつて証明されたものであること。ただし、計算による結果は、直接の試験による結果と同程度に正確なものであるか又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならない。

二　無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に及ぼす影響の程度に応じ、それらの安全が損なわれないように考慮された設計であること。

三　操縦に特別な技術又は過度の注意力を要することなく、安全に離陸、飛行及び着陸できるものであること。

四　無人航空機の構造は、十分な強度を有し、地上及び水上の人及び物件に与える損害を最小限度にとどめる形状であること。

五　予想される運用を安全に行うために必要な装備品等を装備し、また、当該装備品等は有効かつ確実にその機能を発揮することができるものであること。

六　予想される運用を安全に行うために必要な機器がある場合には、当該機器は有効かつ確実にその機能を発揮することができるものであること。

七　前各号に掲げるもののほか、無人航空機の安全性を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。